

令和8年2月20日開会
令和8年2月20日閉会

令和8年2月鳥取県西部広域
行政管理組合議会定例会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

令和 8 年 2 月 鳥 取 県 西 部 広 域 行 政 管 理 組 合 議 会 定 例 会 議 録

~~~~~

## 議 事 日 程

令和 8 年 2 月 2 0 日 午後 1 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 3 号 鳥取県西部広域行政管理組合議会の議員その他特別職の職員  
の報酬に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 4 号 鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する  
条例の制定について  
議案第 5 号 鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ条例の一部を  
改正する条例の制定について  
議案第 6 号 令和 7 年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算  
(補正第 4 回)  
議案第 7 号 令和 8 年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計予算
- 第 4 報告第 2 号 議会の委任による専決処分について (損害賠償に係る和解及  
び損害賠償の額の決定について)
- 第 5 組合事務一般に対する質問
- 第 6 議案第 3 号～議案第 7 号、報告第 2 号 (質疑)  
議案第 3 号～議案第 7 号 (委員会付託・採決)
- 第 7 議案第 8 号 監査委員の選任について

~~~~~

本日の会議に付した事件

議事日程第1～第7



出席議員（15人）

1番	土光	均	2番	奥岩	浩基	3番	今城	雅子
4番	中田	利幸	5番	戸田	隆次	6番	岡田	啓介
7番	渡辺	穰爾	8番	永井	章	9番	森岡	俊夫
10番	山路	有	11番	吉原	美智恵	12番	景山	浩
14番	山本	芳昭	15番	中原	信男	16番	阿部	朝親



欠席議員（1人）

13番 勝部 俊徳



説明のため出席した者

管理者	米子市長	伊木	隆司	副管理者	境港市長	伊達憲太郎
副管理者	日吉津村長	中田	達彦	〃	大山町長	竹口 大紀
〃	南部町長	陶山	清孝	〃	伯耆町長	小澤 敦彦
〃	日南町長	中村	英明	〃	江府町長	白石 祐治
〃	米子市副市長	伊澤	勇人			
事務局長		深田	龍	消防局長		安達 憲吾
事務局次長兼ごみ処理 施設整備課長		相野	秀樹	消防局次長兼指令課長		生田圭一郎

事務局総務課長	米田 克宏	事務局施設管理課長	本池 将
消防局総務課長	吉木 和宏	消防局予防課長	田代 裕一
消防局警防課長	藤友 真人	事務局総務課長補佐兼 入札財政担当課長補佐	近藤 隆

~~~~~  
**議 会 担 当 職 員**

書記長 瀬尻 かおり                      書記 伏野 哲彦

~~~~~  
午後1時00分 開 会

○**岡田議長** これより、令和8年2月鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会を開会いたします。直ちに、本日の会議を開きます。

~~~~~  
**諸 般 の 報 告**

○**岡田議長** 日程に先立ち、諸般の報告をいたします。  
勝部議員から、都合により本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。  
次に、地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により、本日の会議に説明のため出席を求めた者の職氏名は、お手元の報告書のとおりでありますので、御了承願います。  
なお、本日の議事日程は、お手元に配付しております日程書のとおり行いたいと思います。

~~~~~  
第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○**岡田議長** それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、組合議会会議規則第157条の規定により、4番、中田議員及び15番、中原議員を指名いたします。

~~~~~

## 第2 会期の決定

○岡田議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○岡田議長 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

~~~~~

第3 議案第3号～議案第7号

第4 報告第2号

○岡田議長 次に、日程第3、議案第3号から議案第7号までの5件並びに日程第4、報告第2号、以上6件を一括して議題といたします。

提案理由の説明及び報告を求めます。

伊木管理者。

○伊木管理者（登壇） ただいま、御上程をいただきました議案第3号から議案第7号までの5議案及び報告第2号につきまして御説明を申し上げます。

初めに、議案第3号、鳥取県西部広域行政管理組合議会の議員その他特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例の制定については、本組合の構成市町村における特別職の報酬改定の状況を踏まえ、令和8年4月から、本組合議会の議員、その他特別職の職員の報酬の額を引き上げるものです。

次に、議案第4号、鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、林野火災予防の実効性を高めることの必要性及び簡易サウナに係る防火安全対策に関する検討結果が国から示されたことを踏まえ、林野火災の予防及び簡易サウナ設備の防火安全対策について必要な事項を定めるほか、所要の整備を行うものです。

次に、議案第5号、鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例の制定については、リサイクルプラザの管理を指定管理者に行わせることができるよう、指定の手續、管理の基準、その他必要な事項を定めるほか、所要の整備を行うものです。

次に、議案第6号、令和7年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第4回）は、退職者の増加に伴い、退職手当を増額するもので、歳入歳出それぞれ319万6,000円を追加し、補正後の予算総額を74億3,937万9,000円とす

るものです。

次に、議案第7号、令和8年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計予算については、各分野において、効果的かつ効率的な施策手法を取ることに努めながら、必要な事業を計画的に実施することとしております。

以下、歳出の主なものについて御説明いたします。

まず、総務費ですが、旧灰溶融施設解体撤去事業は、旧灰溶融施設の建物及び設備について解体撤去工事を行うもので、2か年度事業の2年度目となるものでございます。

次に、衛生費ですが、最終処分場委託事業は、第2最終処分場における一般廃棄物の埋立処分のほか、浸出水処理施設において、腐食等による劣化が著しい電気設備を更新するものです。

また、新しい一般廃棄物処理施設については、中間処理施設及び最終処分場について測量・地質調査事業などを計上しております。

次に、消防費ですが、境港消防署弓浜出張所庁舎大規模改修事業は、令和7年度に実施しております設計業務の成果に基づき、改修工事を行うものです。

これら歳出に対する歳入でございますが、国庫支出金、諸収入、組合債などの財源を充当した上で、市町村負担金を計上しております。

その結果、令和8年度の一般会計予算の総額は、65億7,489万9,000円となり、前年度予算と比較しますと、8億6,861万8,000円の減額となっております。

また、市町村負担金につきましては、50億8,242万2,000円となり、前年度と比較しますと、2億9,886万3,000円の増額となっております。

次に、債務負担行為ですが、不燃物処理施設運営管理委託事業につきまして、リサイクルプラザに指定管理者制度を導入することに伴う令和13年度までの指定管理料、ほか3件について、債務負担行為を設定するものです。

今後も引き続き効果的、効率的な財政運営に努めながら、必要な事業を計画的に実施してまいりたいと考えております。

次に、報告第2号は、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について御報告するもので、法律上、組合の義務に属する交通事故による損害賠償について和解し、損害賠償の額を決定したものでございます。

詳細につきましては、お手元に配付しております専決処分書を御参照いただきたいと思います。

以上、各議案及び報告につきまして御説明を申し上げます。

御審議をよろしくお願いいたします。

~~~~~

## 第5 組合事務一般に対する質問

**○岡田議長** 次に、日程第5、組合事務一般に対する質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

土光議員。

**○土光議員** 土光均です。私は一般廃棄物中間処理施設の建設候補地を彦名町地内に選定したこと及び当該施設を設置するための事務を推進することについて質問したいと思っております。

最初に、地元自治会から同意書が出ています。その同意書の中で、彦名地区の同意書には同条件が履行されない場合は同意を取り消すものとする、という文言が入っています。私はこの文言を重く受け止めるべきであると考えます。同意書に掲げられている同意条件は全てこれからのことに関するものであり、組合の対応次第では同意が取り消されることもあり得ると想定しなければならないと思っております。万が一そのような事態になった場合、施設建設の事務を一旦止めてでも、きちんと地元住民に向き合う覚悟が必要だと考えますが、見解をお伺いします。

**○岡田議長** 深田事務局長。

**○深田事務局長** 土光議員の質問に対してお答えいたします。同意条件の履行についてでございますが、彦名校区の自治連合会、そして関係4自治会からの同意につきましては、一般廃棄物中間処理施設の建設事業を行う前提となるものであると考えておりました。同意書の同意取消しの文言の有無に関わらず、地元自治会の御理解と御同意を失うことがないよう事業を進めていくことが必要だと考えております。今後も、地元自治会の皆様の御意見を伺いながら、同意条件の履行に努め、事業を進めてまいりたいとこのように考えているところでございます。

**○岡田議長** 土光議員。

**○土光議員** 私が聞いているのは、当然、条件を付しての同意ですから、そのとおりの履行に努めて事務を進める、それは当然のことです。ただ、あえて同意書の中にそういった条件に関して条件が認められないと、これは自治会側の判断ですが、そういう場合は取り消すという、そういった文言も入っているので、この文言に対して、もし、万が一そういったことになれば、一旦立ち止まってでも地元住民に向き合う、そういった姿勢、覚悟を示す必要があると思っておりますが、それを聞いています。そういった覚悟はおありですか。

**○岡田議長** 深田事務局長。

**○深田事務局長** 我々といたしましては、仮にこの文言がなかったとしても決して対応が変わるものではないと、このように考えております。その文言の有無に関わらず、地元自治会との信頼関係を欠くことがないように事業を進めていかなければならないと考えているところでございます。それでも万一という場合でおっしゃられましたら、仮定のお話なので断言しにくい部分もございりますが、その万一、地元との関係で疑問が生じ

た場合につきましては、そういった疑問を持たれた点につきましても地元自治会に御相談させていただきながら、御理解を得られるよう真摯に対応することとしたいと考えております。同意書を頂く際に、彦名校区の自治連合会のほうから、組合の事務の進め方について透明性のある状態でやってほしいとのお言葉を直接いただいております。様々な事務の進捗についてオープンにして、地元と御相談させていただきながら事務を進めていきたいと考えております。

○岡田議長 土光議員。

○土光議員 私は覚悟を、万が一というか仮定の話で言ったのですが、そういった場合、一旦事務を立ち止まってでもきちんと向き合う、そういった姿勢、そういったことをきちんと表明してもらいたいというのが質問の趣旨なのですが、実際そこまでは言及は答弁ではされないということで、そこは少し残念です。ただ、どちらにしても地元住民の要望に関してきちんと向き合う、そういったことで事務を進めていただきたいと思えます。

それから同意書の中の同意条件の（２）生活環境の保全及び増進に関する環境整備についての項目の①にこうあります。「関係４自治会の要望事項について、関係４自治会と協議を行い、真摯に対応すること」とあります。現時点で関係４自治会の要望事項、どのようなものが出されているのでしょうか。

○岡田議長 深田事務局長。

○深田事務局長 現時点におきましては、要望事項についてまだいただいております。

○岡田議長 土光議員。

○土光議員 そうすると、条件としては要望事項に真摯に対応することとありますが、具体的な要望事項、これはこれからということ、ということですね。そうすると、これからその関係４自治会の要望事項、どのような方法で集約していき、どのような考え方で協議に望むのでしょうか。

○岡田議長 深田事務局長。

○深田事務局長 ちょうど昨日でございますが、関係４自治会の自治会長さんにお集まりいただきまして、１回目の打合せをさせていただきました。今後、各自治会の要望事項を出していただきまして、その取りまとめを行うこととしたいと考えております。本組合では、いただいた要望事項につきまして、関係機関と必要な協議を行った上で、関係４自治会の方と具体的な内容を協議させていただくこととしております。

○岡田議長 土光議員。

○土光議員 要望を聞いて、基本的にはその要望を受ける形。ただ、これからこういった要望が出るかというのはこれからの話なので、無条件に全て受け入れるというのも、それは難しいことがあるかもしれません、というふうに思います。その要望事項に対して、組合としては受け入れることのできる要望、これはちょっと無理だなというふうなことがあると思います。組合としてのその辺の考え方をお示してください。

○岡田議長 深田事務局長。

○深田事務局長 おっしゃいますように、この要望事項につきましては、これから地元の方と検討・協議することとしておりますので、その中で地元の方と、よくよく膝を詰めて御相談させていただきながら、実現の方向性についてを検討してまいりたいと考えております。

○岡田議長 土光議員。

○土光議員 聞いているのは、検討してまいりたい、当然ですね。それで受け入れることのできる、これはちょっと無理だ。その辺のどう対応するか、私は先ほど考え方と言ったのですが、どういう基準で、ここは受け入れられる、ここはちょっと無理だ。まあ当然、丁寧な説明が必要だと思いますが、組合としての何か受け入れることのできる範囲、当然これ予算面もあると思いますが、どういった考え方、どういった基準で協議に臨むおつもりでしょうか。

○岡田議長 深田事務局長。

○深田事務局長 基準というものを、現在設定しているものではございません。あくまで出てきた要望の中で、それが現実的にできるかどうかということについて、地元の方とよくよく実現の可能性も含めまして御相談させていただきたいとそのように考えております。

○岡田議長 土光議員。

○土光議員 だから実際どういう要望が出るかもこれからのことなので、それを見ながら協議し、地元我真摯に対応していく、そういう姿勢だということは確認できました。

では、次にいきます。この同意条件の（３）の項目で、彦名地区のまちづくり施策についてという文章があります。この中でこう書いてあります。「彦名校区自治連合会などと協議しながら彦名町の将来に資する施策が着実に推進されるよう米子市と緊密に連携を図ること」。これは要望事項、つまり同意条件の１つにあります。この彦名地区のまちづくり施策の主体は組合ですか。それとも米子市ですか。まずお聞きします。

○岡田議長 深田事務局長。

○深田事務局長 同意書の中にございます彦名地区のまちづくり施策につきましては、今後、米子市のほうが彦名地区まちづくり構想を策定して、各種関連施策を実施していく予定だと伺っております。

組合といたしましては、同意条件にもございましたが、米子市の関係課との連絡調整ですとか情報共有を図るなど、米子市と緊密に連携いたしまして、彦名地区の皆様の窓口になるなどして施策に関わってまいりたいものと考えております。

○岡田議長 土光議員。

○土光議員 つまり、基本的にはこの彦名地区のまちづくり施策、これは米子市が主体となって行うものという認識。組合はそういう認識だということよろしいでしょうか。

○岡田議長 深田事務局長。

○**深田事務局長** 基本的にはそのように考えております。

○**岡田議長** 土光議員。

○**土光議員** そうすると組合の役割なのですが、要望事項の中には、「米子市と緊密に連携を図ること」。先ほどの答弁で、この施策に関して組合の関わり方は米子市と連絡調整、それから情報共有、まあそういったことで彦名地区の住民の窓口になる。それが組合の役割というふうに認識しているというふうな答弁だったと思いますが、それでよろしいですか。

○**岡田議長** 深田事務局長。

○**深田事務局長** 窓口になりながら、この米子市のまちづくり施策が実現するように、緊密に米子市と連携して、組合のほうから働きかけていく。そのような事務も必要になってくるものと考えています。

○**岡田議長** 土光議員。

○**土光議員** そうすると基本的には、米子市の施策ということですので、彦名地区のまちづくり施策、これは米子市で基本的に議論されるもの。組合は地元住民とその米子市、一言で言えば窓口になる。そういった役割はきちんと果たしていく。それが同意書の条件の中の、米子市と緊密に連携を図ることになるというふうに理解をしました。

それからもう1つ、同意条件、先ほど取り上げた(2)にある生活環境の保全及び増進に関する環境整備、それからもう1つは、同意条件の(3)に掲げられている彦名地区のまちづくり施策、これ当然それぞれ費用、予算措置が伴うものです。この費用負担について、組合はどのような考え方なのでしょうか。

○**岡田議長** 深田事務局長。

○**深田事務局長** 生活環境の保全及び増進に関する環境整備についてでございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中でも、一般廃棄物処理施設の設置者につきましては、地域の生活環境の保全に努めなければならないというくだりがございます。ですので、これにつきましては、基本的には施設整備に伴う環境整備であると考えておりますので、組合のほうに費用を負担することになると考えております。

一方、彦名地区のまちづくり施策についてでございますが、これはもう少し広い範囲ではないかと考えておりました。また、この施策につきまして、今後、具体的な内容が決定していくものでございますので、その内容に応じた費用負担について検討することとなるものと考えております。例えばなんですけども、まちづくり構想における施策例として5項目を、地元との意見交換会をする時に説明しましたが、その内容を、このままやっていくかどうかというのもございますので、その内容に応じて検討するものになるかと思っております。

○**岡田議長** 土光議員。

○**土光議員** だから費用負担、組合の考え方としては周辺4自治会、これの生活環境保全及び増進に関する環境整備、これは基本的には組合が施設の整備に当たって付随する

ものということで組合が負担する。

それからもう1つ。彦名地区のまちづくり施策、これは先ほど確認しましたが、事業主体は米子市。だから基本的にはそれは米子市の中で議論されて、米子市が予算措置をしたり費用負担してということになると思うのです。ただ、ある部分、ちょっと答弁で言いかけてやめたような気がしたのですが、当然事業主体は米子市ですが、組合としても、ある部分は費用負担をするというふうな考えということではないかと思うのですが、その辺は組合はどのような事柄に関しては組合の費用負担になるというふうにお考えでしょうか。

**○岡田議長** 深田事務局長。

**○深田事務局長** まちづくり構想は、施策の例として挙げさせていただいた中で、環境学習ですとか、余熱利用の場としての活用といったものがございました。こういったことの中で、施設利用に関するものとかがあれば、これは組合のほうが管理をする可能性もあるというふうに考えてます。

**○岡田議長** 土光議員。

**○土光議員** 今、例に出されたこれは、この施設の構想段階で管理者も言及していたと思いますが、この中間処理の施設に伴って、環境学習の場にしたい。それから余熱利用ということで何らかの整備をしたい。そういうことは管理者自身が最初の構想の段階で言及をしていたと思います。これらに関しても、これは彦名地区のまちづくり施策の一環ということでこれは捉えているのですか。

**○岡田議長** 深田事務局長。

**○深田事務局長** こちらから施策の例として挙げたものの中に含んでおりますので、その一環であるかと考えております。

**○岡田議長** 土光議員。

**○土光議員** そういった一環、例を出されましたが、環境学習の場をつくる。それから余熱利用で何らかの設備をつくる。これは、この設備に関しては、ある程度組合は費用負担をするというお考えですか。それとも米子市がするものですか。

**○岡田議長** 伊澤副管理者。

**○伊澤副管理者** 私のほうからお答えします。今の局長の御答弁した趣旨は、今後、まちづくりについては地元の皆様の御意見も聞きながらつくっていくという段階で、現在具体的な内容が決まっているわけではございません。その内容が決まるものの中に、今回の地元の理解を得ながら進めさせていただこうとしている中間処理施設の整備に伴い関連するもの、あるいはこれの施設整備に伴う周辺環境施設の整備と関連する場合においては一体的な取組が必要なもの、こういったような、いわゆる重なり合う部分が出てくる可能性がございますので、その部分については、その内容や状況に応じて組合も関与していく、あるいは費用負担についても考えていく可能性があるかと。このようなことを御答弁申し上げたところでございます。以上であります。

○岡田議長 土光議員。

○土光議員 私はそこをお聞きしたいのが質問の趣旨なのですが、今、例に出されている環境学習の場をつくる、それから余熱利用のことで何らかの施設をつくる。これは当然、この中間処理施設をつくることに関して付随するもの。それから当然、周辺の地区、ここでいえば彦名町のまちづくり、それにも関連する。だから、今、副管理者は重なり合う部分と言いましたが、そういったものに関して、費用負担の考え方は組合としてはどういう考え方なんですか。当然、組合の費用負担という考え方であるならば、組合で予算計上されて、この議会でいずれ議論をしなければならないし、米子市議会でも議論が必要なことなので、まず組合の考え方を今お聞きしています。

○岡田議長 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 先ほども申し上げたとおりでありまして、まだ具体的な内容が決まっておきませんので、具体的にこれがこうということを申し上げることができないということはぜひ御理解いただきたいと思います。今後、具体的な内容が定まってきたその内容に応じて、我々のほうで費用負担の在り方について整理をし、議会にもお諮りすることになるというふうに考えております。以上でございます。

○岡田議長 土光議員。

○土光議員 具体的に決まっていないから、具体的に費用負担のことを言及できないとか、今の段階で言えないという答弁で、多分これ以上聞いても答弁は同じだと思いますので、だからそういったときに、特に重なり合う部分、当然出てくると思います。そういったときに組合なのか米子市なのか、その辺は具体的な構想が出てきたときにそれぞれの議会というか、それぞれに丁寧に説明して、きちんと議論をしながら進めていただきたい。当然、これは地元自治会の要望でもありますので、最初に言いましたように、場合によっては取り消す場合がある、そういった文言を入れた要望書なので、そこはそれぞれ両議会、それから地元住民に丁寧に説明しながら、ちゃんと向き合いながら事務を進めていただきたいと思います。ということですが、答弁があればお願いします。

○岡田議長 深田事務局長。

○深田事務局長 いずれにいたしましても、地元の方と同意条件について、よくよく真摯に相談をさせていただきながら事務を進めさせていただきたいと考えています。

○土光議員 終わります。

○岡田議長 以上で、組合事務一般に対する質問は終わりました。

~~~~~

第6 議案第3号～議案第7号、報告第2号（質疑）
議案第3号～議案第7号（委員会付託・採決）

○岡田議長 次に、日程第6、議案第3号から議案第7号までの5件並びに報告第2号、

以上6件を一括して議題といたします。

これより、6件に対する質疑に入ります。通告による質疑はありませんでした。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**岡田議長** 別のないものと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております5件の議案のうち、議案第3号から議案第5号までの3件につきましては、お手元に配付しております付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第6号及び議案第7号の2件につきましては、予算審査特別委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**岡田議長** 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

委員会審査のため暫時休憩いたします。

午後1時29分 休 憩

午後2時19分 再 開

○**岡田議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、5件の議案について、各委員会の審査報告を求めます。

初めに、山路総務消防常任委員長。

○**山路総務消防常任委員長**（登壇） それでは、総務消防常任委員会の審査報告をいたします。

当委員会に付託されました議案2件について、先ほど委員会を開き、審査をいたしました結果、初めに、議案第3号、鳥取県西部広域行政管理組合議会の議員その他特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号、鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、審査報告を終わります。

○**岡田議長** 次に、土光民生環境常任委員長。

○**土光民生環境常任委員長**（登壇） 民生環境常任委員会の審査報告をいたします。

当委員会に付託されました議案1件について、先ほど委員会を開き、審査をいたしました結果、議案第5号、鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、審査報告を終わります。

○**岡田議長** 次に、戸田予算審査特別委員長。

○**戸田予算審査特別委員長**（登壇） 予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

当委員会に付託されました議案2件について、先ほど委員会を開き、審査をいたしました結果、初めに、議案第6号、令和7年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第4回）については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号、令和8年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計予算については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で審査報告を終わります。

○**岡田議長** 以上で、委員長の報告が終わりました。

それでは、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

別にないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

別にないものと認め、討論を終結いたします。

これより、5件の議案を順次採決いたします。

初めに、議案第3号、鳥取県西部広域行政管理組合議会の議員その他特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**岡田議長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**岡田議長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**岡田議長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、令和7年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第4回）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○岡田議長 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、令和8年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○岡田議長 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

## 第7 議案第8号

○岡田議長 次に、日程第7、議案第8号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊木管理者。

○伊木管理者（登壇） ただいま、御上程をいただきました議案第8号につきまして御説明をいたします。

議案第8号は、監査委員の選任について御同意をお願いするものでございまして、監査委員のうち、播磨匡広氏が本年3月31日をもって任期満了となられますので、新たに鷲見渉氏を選任したいと存じます。

御審議をよろしくお願いいたします。

○岡田議長 これより、本件に対する質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

別がないものと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○岡田議長 御異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

別がないものと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第8号、監査委員の選任についてを採決いたします。

本件については、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**岡田議長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり同意されました。  
以上で、本定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

~~~~~

閉 会

○**岡田議長** これをもちまして、令和8年2月鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会
を閉会いたします。

午後2時28分 閉 会

地方自治法第292条において準用する同法第123条第2項の規定により署名する。

鳥取県西部広域行政管理組合議会議長 岡 田 啓 介

同 議員 中 田 利 幸

同 議員 中 原 信 男